



※1 所定の表示は次のものをいう。

(1) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、「JIS C 4413」を参照すること)

(2) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW, kW, MW のいずれかとする。

(3) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ることについて対象機器の添付書類に明記されていること。

(4) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(5) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、対象機器の添付書類に明記されていること。

※2 メーカー保証及びサイクル試験による性能については、次のとおりとする。

(1) 蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

(2) 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

(3) メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

(4) 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

(5) 「JIS C 4413」で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未滿の蓄電システムは対象外とする。

※3 「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※4 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。